

## 勧告等措置区分（台風等対策）

### 高知港、須崎港

#### 「第二体制」の措置内容

- 1 在港各船舶等は、荷役等を中止し、災害防止のための万全の措置を行うこと。
- 2 措置は、台風の暴風域に入る前又は来襲予想時（暴風域が高知港に達する時）の12時間前までに完了すること。
- 3 避難船舶は、
  - (1) 国際VHF（ch16）を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
  - (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
  - (3) AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。